

PwC香港:香港税務に関する個別無料相談会

新税制措置に伴う税負担軽減と 強化される国際税務対応

11月29日(水)、11月30日(木) PwC香港事務所



拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素よりPwCへの多大なご支援を賜りまして誠にありがとうございます。

先日香港ニュースレター(Issue 10)にて配信しました通り、行政長官のキャリー・ラム氏は2017年10月11日に2017年度施政方針演説を実施しました。その中で、事業所得税の二段階制度や適格研究開発支出に対する特別控除の導入等、香港企業の税負担軽減のための新たな税制措置を発表しました。

一方、香港政府はOECDが取り組むBEPSパッケージの包括的枠組みに参加しており、2017年7月31日にBEPS対応措置に関するコンサルテーションレポートを公表しました。これに伴い、関連当事者取引額が一定規模を上回る企業は、2018年度よりローカルファイルの作成が必要となることが見込まれており、香港の日系企業においても移転価格のリスク管理強化が求められています。

また、中国との租税協定における外国税額控除やその他優遇措置を享受するために香港居住者身分証明書の取得が必要となります。しかし、近年、租税協定の濫用を回避するため、香港税務当局はその取得時の審査を厳格化しております。

これらの新たな税制措置によりスムーズにご対応いただけるよう、PwC香港オフィスにてPwC香港税務チームを招いて無料相談会を開催いたします。

当日はPwC日本人担当者も同席します。香港税務以外にご質問がある場合でも全般的にご対応させて頂く所存ですので、是非奮って相談会にご参加いただければ幸いに存じます。

ご参加希望の方は、添付申込書にご記入のうえemailにて11月10日(金)までにご送付いただけますようお願い申し上げます。

敬具

2017年10月吉日

PwC日系企業事業開発部 香港・華南統括パートナー 柴 良充

**1. 開催日時
および会場**

開催日時/会場		
2017年11月29日(水)	9:00-18:00	PwC香港事務所
2017年11月30日(木)	9:00-18:00	PwC香港事務所

2. 時間枠

11月29日(水) 14コマ(7コマ×2部屋)
9:00-10:00, 10:20-11:20, 11:40-12:40, 13:00-14:00,
14:20-15:20, 15:40-16:40, 17:00-18:00
11月30日(木) 7コマ
9:00-10:00, 10:20-11:20, 11:40-12:40, 13:00-14:00,
14:20-15:20, 15:40-16:40, 17:00-18:00

*ご希望のお時間をご指定ください。

3. 使用言語

日本語および英語

4. 費用

無料(時間枠に限りがございますので、お早目にお申込みください)

5. 担当者

氏名	所属 / 職階
柴 良充	香港・華南統括パートナー
高城 勝	香港事務所 アソシエイトダイレクター
田中 里和	香港事務所 シニアマネージャー
植田 壮一	香港事務所マネージャー
笹山 貴弘	香港事務所マネージャー
和田 拓馬	香港事務所マネージャー

6. 申込方法

添付のWord Fileの申込書に必要事項をご記入の上、**11月10日(金)**までに、pwc.china-hk.jbd@hk.pwc.comまでメールにてご返信ください。

7. 開催場所 PwC香港事務所21階 会議室
 21/F, Edinburgh Tower
 The Landmark
 15 Queen's Road Central
 Hong Kong(MTR Central駅G出口)
 電話: +852-2289-8888
 * 会場はEdinburgh Towerの21階となります。当日は21階まで直接お越しください。

